



平成23年2月21日(月)

東京都道路工事調整協議会

(東京都建設局、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所、
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所、警視庁、道路占用工事企業者他)

— 記者発表資料 —

年度末(3月)は、東京都内の路上工事を抑制します。

～工事を減らし、スムーズに～

東京都道路工事調整協議会では、「工事による渋滞の低減」を目的として、繁忙期である年度末(3月)の路上工事を抑制する取組を実施しています。

【抑制対象工事】

- ・東京都内の国道、都道及び首都高速道路で車線規制を伴う工事。

なお、緊急工事等は除きます。

(※多摩地域の都道については、主要路線で実施)

【抑制期間】

- ・3月1日(火)～3月31日(木)の1か月間

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会
八王子記者クラブ、立川市政記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ

問い合わせ先

| | | | |
|----------------------|----------------|--------------------|--------------------------------|
| 東京都建設局 道路管理部 | 監察指導課長 | なかむら まもる 中村 守 | TEL03-5320-5285(直通) |
| 国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 | 道路工事調整課長 | まきの みつよし 牧野 光芳 | TEL03-3512-9090(代表) (内線481) |
| | 相武国道事務所 管理第二課長 | たけうち ゆきまさ 竹内 幸正 | TEL042-643-2001(代表) (内線441) |

年度末の路上工事抑制の詳細について

【対象道路】

- ・東京都内の国道、都道及び首都高速道路
(※多摩地域の都道については、主要路線で実施)

【抑制期間】

- ・3月1日(火)～3月31日(木)の1か月間

【対象工事】

- ・車線規制を伴う路上工事 (ただし、緊急工事等は除く)

【抑制対象除外工事の例】

- ・交通事故の防止等及び公衆災害防止のための緊急工事
(道路陥没、水・ガス漏れ等に対する工事)
- ・道路の維持作業
- ・沿道建物へのライフライン供給工事
- ・常設作業帯内で行われる工事
- ・早期の効果発現が求められる社会資本整備の工事
(共同溝・鉄道・首都高等の建設工事、橋梁補修等の工事及び地下鉄の火災対策などの工事)

【問い合わせ先】

- ・国が管理する国道について

東京国道事務所 (東京23区内で国が管理する国道1・4・6・14・15・17・20・246・254・357号)
TEL 03-3512-9090 (内線481) <http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

相武国道事務所 (東京23区外で国が管理する国道16・20号)

TEL 042-643-2001 (内線441) <http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

- ・東京都が管理する都道、国道について

東京都 建設局 TEL 03-5320-5285 <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

- ・首都高速道路について

首都高速道路(株) TEL 03-3539-9416 <http://www.shutoko.jp/>

東京都道路工事調整協議会について

東京都内の国道・都道を対象として、年度末に路上工事を抑制する取組のほか、路上工事の縮減や改善等の取組を実施しています。

【構成】 東京都 建設局(会長)
 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所(副会長)
 国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
 警視庁 交通部
 東京消防庁※
 原子力安全・保安院※
 関東運輸局※
 東京労働局※
 首都高速道路株式会社
 東京都 水道局
 東京都 下水道局
 東日本電信電話株式会社
 東京電力株式会社
 東京ガス株式会社
 東京都交通局
 東京地下鉄株式会社
 東日本旅客鉄道株式会社
 道路占用工事企業者連絡協議会

※印は、保安部会のみ担当

【組織】

東京都道路工事調整協議会 (昭和31年に発足)

調整部会

- ・路上工事の調整
- ・路上工事の縮減 など

保安部会

- ・路上工事の保安・安全対策
- ・工事事故の防止 など

改善部会

- ・路上工事看板類の改善
- ・工事現場の改善 など